

# 全てのケアラーが自分らしく生きることができる社会の実現に向けた シンボルマーク及びキャッチコピー募集のご案内（募集要項）

## 1 趣旨・目的

令和6年11月、京都市議会議員全員の共同提案により、「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」（以下「条例」という。）が制定されました。条例は、京都市会においてケアラーである当事者や支援者の皆様の御意見を聴取し、その思いを織り込んで制定されており、市民の皆様とともに作り上げられました。

「ケア」は、人生の中で誰もが携わり得るものであり、社会を支える不可欠な営みです。条例は、「全てのケアラーが、健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会を実現する」ことを目的としており、京都市では、市民等、事業者、関係機関、学校等、民間支援団体等の様々な人や機関・団体等がお互いに連携・協力しながら、ケアラーを社会全体で支えるまちづくりを目指していきます。

このような条例の理念を市民の皆様と共有し、全てのケアラーが自分らしく生きることができる社会の実現と一緒に目指していくに当たって、下記のとおり、ケアラー支援の推進及び普及啓発のためのシンボルマーク及びキャッチコピーの案を募集します。

## 2 募集期間

令和7年5月28日（水）～令和7年7月6日（日）

## 3 応募資格

応募に必要な資格はありません。どなたでも応募できます。

ただし、1人（1グループ）あたり3点までの応募とします。

※ 未成年（18歳未満）の方は、保護者の方の同意を得たうえで応募してください。

## 4 募集作品のテーマ

「ケアラー支援の推進」をテーマに、条例の目的や基本理念を踏まえて作成してください。

全てのケアラーが自分らしく生きることができる社会の実現に向けて、ケアラーを社会全体で支えることの必要性について理解を深めるとともに、市民の皆様とともに、ケアラー支援を推進していく機運を高められるような作品をお待ちしています。

（条例の基本理念等については、以下を御覧ください。）

### 【参考】

- ・ 条例の主なポイントや基本理念等がまとめられたリーフレット

<https://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/img/news/R06/061203carer1.pdf>



- ・ 京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例の制定の取組（京都市会のホームページ）

<https://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/news/R06/carers.html>



## 5 募集作品の条件

### (1) 共通

- ・ 上記「1 趣旨・目的」及び「4 募集作品のテーマ」を踏まえた内容とすること。
- ・ 年齢、言語等に関わらず、広く市民に分かりやすい内容とすること。

- ・ 親しみやすく明るい雰囲気とすること。
- ・ 未発表かつ自作の作品で、第三者の著作権、商標権等の知的財産等を侵害しないものとする。
- ・ 公序良俗に反するものではないこと。

## **(2) シンボルマーク**

- ・ テーマについて、視覚的にイメージできるデザインであること。
- ・ デザインに文字は使用しないこと。
- ・ モノクロにした場合や1 cm×1 cm 程度に縮小した場合でも視認できるデザインとすること。
- ・ 応募作品の制作方法は、手書き、デジタル（使用するソフトも自由）を問いません。
- ・ 高齢の方、障害のある方、日本語を母語としない方や子ども・若者など、より多くの人にテーマが伝わるようなデザインに努めること。

## **(3) キャッチコピー**

- ・ テーマについて、簡潔かつ印象的に表現されていること。
- ・ おおむね20文字以内で記載すること（漢字、ひらがな、数字、カタカナ、アルファベットの使用を可能とします。）。

## **6 応募方法**

所定の応募用紙を以下のホームページ（京都市情報館）からダウンロードし、必要事項及び応募作品等を記載のうえ、以下のいずれかの方法により提出してください。

なお、いずれの場合でも、用紙サイズはA4としてください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000341492.html>



### **(1) 郵送又は持参での提出**

所定の応募用紙を、以下の「12 応募・問合せ先」まで郵送又は持参してください。

### **(2) 電子メールでの提出**

メールの件名を「ケアラー支援に係るシンボルマークの応募」又は「ケアラー支援に係るキャッチコピーの応募」とし、所定の応募用紙を添付のうえ、以下「12 応募・問合せ先」のメールアドレス宛に送付してください。

シンボルマークのデータは、作品のファイル容量を5MB以内、解像度を350dpi程度、ファイル形式をJPEG、GIF又はPNGのいずれかとしたうえで、所定の応募用紙とともに提出してください（後日編集可能なデータ形式（aiデータ等）でのファイルの送付をお願いする場合があります。）。

### **(3) 専用の応募フォームでの提出（キャッチコピーのみ）**

以下のURLから専用の応募フォームにアクセスし、必要事項及び応募作品等を入力の上、入力内容を送信してください。

（キャッチコピー専用応募フォーム）

[https://sc.city.kyoto.lg.jp/multiform/multiform.php?form\\_id=9898](https://sc.city.kyoto.lg.jp/multiform/multiform.php?form_id=9898)



## **7 審査方法**

応募作品は、京都市で一次審査を行ったのち、条例第12条に基づき、当事者団体や支援機関等多様な団体が参画する協議の場において審査を行い、令和7年8月頃に最優秀作

品を決定する予定です。

※ 選考過程や結果に関するお問合せには、対応しかねますので御了承ください。

## 8 表彰

### (1) シンボルマーク

最優秀作品 1点 賞金3万円

### (2) キャッチコピー

最優秀作品 1点 賞金2万円

※ いずれも応募者が未成年の場合には、賞金は保護者の方に代理授与いたします。

## 9 結果発表・公表

受賞者に直接通知をするほか、本市ホームページで発表します（令和7年8月頃の発表を予定）。

## 10 個人情報の取扱い

応募者の個人情報は、本募集に関する業務以外には使用しません。

ただし、受賞者については、受賞作品とともに氏名、住所（市町村名まで）（又は勤務先・在学先）、職業（又は学校名・学年）、作品の説明等を発表させていただきます。

## 11 その他・注意事項

■ 応募に伴い、応募者と第三者間において諸問題が発生した場合、京都市は一切の責任を負いません。

■ 応募作品の制作過程に関する情報（着想に至った経緯や参考にした情報など）や製作段階におけるスケッチ、デッサン等は破棄せずに必ず保管しておいてください。著作権の確認のため、これらの情報や資料を確認させていただく場合があります。

■ 応募者は、その応募作品が採用された場合には、当該作品に関する著作権、商標権、意匠権、その他一切の権利を京都市に無償で譲渡することに合意するものとします。また、京都市により、当該作品につき商標・意匠の出願・登録が行われることがあるため、その旨ご了解いただきます。

（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）

■ 応募に係る一切の費用は応募者の負担とし、応募いただいた資料やデータは返却しません。

■ 賞金には、所得税がかかります。

■ 採用作品の使用に当たっては、イメージを損なわない範囲で修正を行う場合があります。また、採用作品は、リーフレットやポスター等の印刷物、ホームページ等で使用するほか、関係事業者等の各種印刷物等にも使用できるものとし、市域全体へのケアラー支援の推進や普及啓発等のために広く活用いたします。

■ 採用作品について、本募集要項等に違反する事実が明らかになった場合、採用を取り消す場合があります。採用が取り消された場合で、すでに特典が授与済みのときには、返金していただきます。

■ 暴力団、暴力団員（又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団をはじめ、

テロリズムその他の犯罪行為を行うおそれがある団体の構成員又はテロリスト等（疑いがある場合を含みます。）その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力等」といいます。）は応募できません。グループでの応募の場合、この条件はすべてのメンバーに適用されます。審査の過程で、反社会的勢力等からの応募であると判明した場合には、応募を無効とします。

■ 本規定に取り決めのない事項については、京都市の判断により決定します。

■ 応募の時点で、本募集要項記載事項に同意したものとします。

## 12 応募・問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地（北庁舎4階）

京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室 企画・ケアラー支援推進担当

TEL：075-222-3527

メール：[chiikifukushi@city.kyoto.lg.jp](mailto:chiikifukushi@city.kyoto.lg.jp)

## 13 参考

- ・京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例の制定の取組（京都市会のホームページ）（再掲）

<https://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/news/R06/carers.html>



- ・京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例

<https://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/img/news/R06/061106carers4.pdf>

